

認定（特例認定）法人のみならずへ

役員報酬規程等提出書の内容が変更になります

令和2年のNPO法改正（令和3年6月9日施行）により、認定（特例認定）特定非営利活動法人の毎年度の提出書類である役員報酬規程等提出書の内容に変更があります。書類作成の際には、お手数ですが、東京都NPOポータルサイトより新様式・書式をダウンロードの上、作成をお願いします。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/0000001185.html

主な変更点

(表) 特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

新第20号様式

主たる事務所の〒	電話()	—
所在地	FAX()	—
(フリガナ)		
認定(特例認定)		
特定非営利活動法人の名称		
(フリガナ)		
代表者の氏名		印
認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
自 年 月 日	自 年 月 日	
至 年 月 日	至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額
提出しない場合		
最後に役員報酬規程を提出した事業年度(年)		
最後に職員給与規程を提出した事業年度(年)		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		手先及び支出年月日 ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表 認定基準等チェック表(第4表)(初業) 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第7表) 欠格事由チェック表

『役員等に対する報酬又は給与の支給』欄が追加になりました。

既に都に提出している役員報酬規程及び職員給与規程の内容に変更がない場合、提出は不要になりました。提出しない場合は、最後に提出した事業年度を記載してください。

『資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項』の書類の提出は不要になりました。(項目が削除されています)都への提出はしないようにしてください。



- 上記変更に伴い、『特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類』(書式第17号)及び『認定基準等チェック表(第5表)』(書式第13号)も内容に変更がありますので、新書式をダウンロードして作成ください。
- その他の法改正の内容については、内閣府NPOホームページをご覧ください。

問合せ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人担当

(TEL) 03-5388-3095